

境町ドライブレコーダー 設置費補助制度のお知らせ

町民の安全運転意識の向上及び、あおり運転等の犯罪の抑止を図り、事故等の解決に迅速に対処することを目的に、ドライブレコーダーを自動車に設置した方に対して、費用の一部を補助します。

■補助額

◎10,000円を上限とし、補助対象経費の2分の1（100円未満切捨）

※ なお、補助金の交付回数は、補助対象者1人につき1回限りです。

■対象となる方

- ①自動車運転免許証を保有している方
- ②町内に住所を有し、かつ町税等を滞納していない方

■対象となるドライブレコーダー

- ①境町内で購入したドライブレコーダーであること
- ②エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること
- ③有効画素数が200万画素以上であること
- ④記録データをパソコン等を用いて再生することができること
- ⑤自家用かつ乗用の用途に供する自動車であって、補助対象者が自ら使用するもの
（自動車検査証に記載されている使用者が補助対象者であるものに限る。）に設置されたものであること
- ⑥自動車検査証に記載されている使用の本拠地が町内であること。

■補助対象経費

補助金の対象となる経費は、令和元年10月1日以降のドライブレコーダーの購入および設置に要する経費です。

補助金の申請から交付までの流れ

- ① ドライブレコーダー（境町で）を購入して設置をします。
※10月1日以降に購入して設置をしたドライブレコーダーが対象です。
- ② 必要書類を防災安全課へ提出します。

【必要書類】

- ① 交付申請書
- ② 運転免許証の写し（申請時、代理が来られた場合は代理の免許証写しも添付）
- ③ 車検証の写し
（自動車検査証の記載されている使用者が、交付申請書・支払請求書内の申請者名と同じであること）
- ④ ドライブレコーダーの購入および設置に要した経費の領収書の写し
- ⑤ ドライブレコーダーの概要が分かる書類の写し（機種名や画素数等が分かるもの）
- ⑥ 設置した車両のドライブレコーダーの装着状況が分かる写真
（車両外部から前のナンバープレート及びドライブレコーダーを撮影したもの並びに車両内部からドライブレコーダーの設置状況が分かるように撮影したもの）
- ⑦ 町税等の滞納がないことを証明する、納税等状況調査に係る課税台帳等閲覧承諾書
- ⑧ 補助金交付請求書

※申請書等の様式につきましては、役場2階の防災安全課窓口および、町のホームページからもダウンロードできます。

- ③ 交付決定通知書が郵送されます。
※申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します
- ④ 補助金交付請求書を防災安全課へ提出 ※②交付申請書と一緒に提出できます
※通帳もしくは、口座の情報が分かるものを持参してください。
口座名義人と口座番号を確認させていただきます。
- ⑤ 補助金が指定口座に振り込まれます。
（振込みが完了するまで概ね1～2ヶ月程かかります）

【注意点】

- 補助制度のご利用をお考えの方は、事前に制度の内容説明をいたします。
お手数ですが、防災安全課に一度ご連絡いただくか、役場2階の窓口までお越しください。
- 補助金の交付を受けたドライブレコーダーは、1年以上使用してください。

☆お問合せ 境町役場 防災安全課 TEL：0280-81-1308